

個人情報保護審査会答申概要

	諮問の事項	諮問の内容	諮問の理由又は必要性等	審査会の答申概要
答 申 概 要 [1]	各種の委員、講師、指導員、助言者等の選任等に当たっての収集	本人から直接収集の原則の例外事項（個人情報保護条例第7条3項第7号に該当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種の委員等の適任者を幅広く求め、専任事務を公正かつ適正に行うため、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。 2 適任者を求めるため、情報の客観性、正確性を確保する必要がある。 	事務の目的を達成するために本人以外からの収集も必要と認める。
答 申 概 要 [2]	相談、陳情、要望、意見等の表明により提供される情報の収集	本人から直接収集の原則の例外事項（個人情報保護条例第7条3項第7号に該当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種の相談等で提供される情報の中に提供者以外の者に関する個人情報が含まれており、当該個人情報を収集しなければ事務を公正かつ適切に執行できなくなるおそれがある。 2 各種の相談等の内容を正確に把握する必要がある。 3 各種の相談等は相談者等の一方的な自由意志により提供されるため収集の選択の余地がない。 	事務の目的を達成するために本人以外からの収集も必要と認める。
答 申 概 要 [3]	公平委員会に関する業務に伴う収集	本人から直接収集の原則の例外事項（個人情報保護条例第7条3項第7号に該当）	公平委員会に関する業務の中で、公平で妥当な協議及び裁決を行うために、情報の客観性、正確性を確保する必要がある。	事務の目的を達成するために本人以外からの収集も必要と認める。

個人情報保護審査会答申概要

<p>答 申 概 要 [4]</p>	<p>相談、陳情、要望、意見等に付随して収集（思想、信条又は信教、及び社会的差別の原因となるおそれのある情報）</p>	<p>思想、信条等に関して収集を禁止する原則の例外事項（個人情報保護条例第7条4項に該当）</p>	<p>各種の相談等で提供される情報の中に提供者等の思想、信条等の個人情報が含まれる場合があるが、各種の相談等は相談者等の一方的な自由意志により提供されるため収集の選択の余地がない。</p>	<p>事務の目的を達成するために思想・信条の収集も必要と認める。</p>
<p>答 申 概 要 [5]</p>	<p>公平委員会に関する業務に伴う収集（思想、信条等）</p>	<p>思想、信条等に関して収集を禁止する原則の例外事項（個人情報保護条例第7条4項に該当）</p>	<p>公平委員会に関する業務の中で当事者や関係者の思想・信条等に関する個人情報を収集する場合があるが、公平で妥当な協議及び裁決を行うために必要である。</p>	<p>事務の目的を達成するために思想・信条の収集も必要と認める。</p>
<p>答 申 概 要 [6]</p>	<p>町内会役員名簿の利用（町内会長・配布担当者の住所・氏名・電話番号）</p>	<p>利用及び提供の制限の例外事項（個人情報保護条例第8条6項に該当）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の広報やゴミ収集カレンダーなど市からのお知らせについて、町内会役員名簿を利用して町内会単位で配布することにより、各世帯への迅速且つ確実な配布を図る必要がある。 2 選挙公報について、町内会役員名簿を利用して町内会単位で配布することにより、各世帯への迅速且つ確実な配布を図る必要がある。 3 市議会だよりについて、町内会役員名簿を利用して町内会単位で配布することにより、各世帯への迅速且つ確実な配布を図る必要がある。 	<p>町内会に対して配布謝金が支払われていることから、町内会長名簿を利用することに相当の理由があると認める。但し、配布担当者名簿については、配布が町内会長を通さずに行われている場合に限り利用することに相当の理由があると認める。</p>

個人情報保護審査会答申概要

<p>答 申 概 要 [7]</p>	<p>介護保険要介護要支援認定者にかかる情報収集について</p>	<p>本人から直接収集の原則の例外事項（個人情報保護条例第7条3項第7号に該当）</p>	<p>1 申込数を把握することにより、今後の介護保険サービス基盤整備の基礎資料とすることができる。</p> <p>2 申込者の現状を把握することで、入所までに適正な居宅サービスの調整及び提供に資することができる。</p> <p>3 申込者の身体状況を把握し、入所の緊急性を確認するとともに事業者への助言を行い、緊急を要する高齢者の早期入所を促進することができる。</p>	<p>介護保険の制度ができたことにより情報を一元的に管理できなくなったために行われる情報の収集であり、本人からの同意は判断能力の低下のために得られていないが、判断能力を有していれば同意してもらえる内容であると思われる。収集について相当の理由があると認める。</p>
<p>答 申 概 要 [8]</p>	<p>介護保険要介護要支援認定者にかかる情報の提供</p>	<p>利用及び提供の制限の例外事項（個人情報保護条例第8条6項に該当）</p>	<p>1 申込者の生存状況等の情報を提供することで、事業者の適正な事務処理に資することができる。</p> <p>2 申込者の生存状況等の情報を適時提供することで、入所待機者の早期入所を促進させることができる。</p>	<p>介護保険の制度ができたことにより情報を一元的に管理できなくなったために行われる情報の提供であり、本人からの同意は判断能力の低下のために得られていないが、判断能力を有していれば同意してもらえる内容であると思われる。提供について相当の理由があると認める。</p>
<p>答 申 概 要 [9]</p>	<p>市立病院における診療情報の提供</p>	<p>利用及び提供の制限の例外事項（個人情報保護条例第8条6項に該当）</p>	<p>患者本人は死亡又は心身喪失状態にある場合、自己情報の開示請求権を行使することができないため、一定の範囲内の親族等に対する情報提供が必要である。</p>	<p>患者本人が死亡、又は心神喪失状態にある場合に、一定の範囲内で情報提供をすることについて、審査会はこれを認める。</p>

個人情報保護審査会答申概要

<p>答 申 概 要 [10]</p>	<p>議案における議案についての個人情報の取り扱いについて</p>	<p>利用及び提供の制限の例外事項（個人情報保護条例第 8 条 6 項に該当）</p>	<p>議会において議決を要する事項（監査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること等）又、議会の委任による専決処分の報告（和解、500 万円以下の損害賠償）についての個人情報（住所、氏名、その対象、請求内容等）について、当該議案事件が適切であるか否かを議会が判断するための情報として提供が必要である。</p>	<p>市は、議会に対し議案についての個人情報の提供を認める。しかし、議案に記載されている個人情報についての閲覧、公文書公開等については配慮を必要とし、常に議案の審議に必要な個人情報かどうかを検討し、必要な範囲内で提供すること。</p>
<p>答 申 概 要 [11]</p>	<p>介護保険要介護要支援認定にかかる取扱いについて</p>	<p>利用及び提供の制限の例外事項（個人情報保護条例第 8 条 6 項に該当）</p>	<p>要介護認定を行う際に取得した情報を提供する場場合本人の同意が必要とされています。しかし、介護保険制度の特質上、精神上的の障害の理由から情報を提供される本人に代わり家族等の同意を本人の同意とみなす手続きが必要とされる。</p>	<p>精神上的の障害等の理由により本人の意思を確認することが困難であると認められる場合の取扱いについては、親族等の同意を本人の同意とみなす取り扱いについて認める。</p>